

平成 24 年度 第 1 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 24 年 6 月 29 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 00
場 所 市庁本館 3 階 第一委員会室
出席委員 8 名 白鳥委員、瀧澤委員、佐藤委員、工藤委員、北山委員、山道委員、
井ノ上委員、竹内委員

○司会：定刻となりましたので、ただ今より「平成 24 年度 第 1 回八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

本日は都合により、河原木 克尚委員、鈴木 千賀子委員は欠席となっております。

はじめに委嘱状の交付を行います。

(委員 8 名に委嘱状交付)

○司会：それでは、ここで市長より、ご挨拶を申し上げます。

○市長：それでは一言ご挨拶を申し上げます。まずもって、皆様には、ご多忙にもかかわらず、委員にご就任いただき、厚くお礼申し上げます。さて、当市では、男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 13 年度に、「八戸市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「男女共同参画都市宣言」を行いました。また、「男女共同参画基本計画」に基づき、意識啓発や人材育成、子育て支援策の充実など、積極的に男女共同参画の推進に取り組んで参りました。

このような中で、本年 3 月には、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めた「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」を策定したところであります。今後は、この計画の基本目標である「男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現」や、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現」のため、意識啓発や子育て支援に取り組むとともに、「子どもに対する教育の充実」や「女性のキャリアアップの促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進」など、新たな事業に取り組むこととしております。

しかしながら、これまでに実施した市民及び事業所への意識調査では、社会通念や慣習・しきたりなどの意識の面や、職場での女性人材の活用、仕事と家庭の両立などの面において、未だに多くの課題があることが分かっております。委員の皆様には、これらの課題解決に向け、今後 2 年間にわたり、男女共同参画の推進に関する施策や、基本計画に基づく事業の推進状況等について、ご審議いただく予定であります。「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」の実現のため、皆様の豊富な知識と経験

を生かし、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○司会：続きまして組織会に入らせていただきます。審議会規則に基づき、会長・副会長の選出をしていただきますが、会長が選出されるまでの間、暫時、市長に議長をお願いします。

○市長：それでは、会長が決まるまでの間、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

早速、会長・副会長の選任に入りますが、「八戸市男女共同参画審議会規則」第3条第2項によりますと、委員の皆様の互選によって選出することになっております。

どなたかご推薦はありますか。

○委員：第6期の会長は、白鳥委員に、そして副会長は佐藤委員にお願いしたらどうかと思います。

○市長：ありがとうございます。ただ今、会長に白鳥委員、副会長に佐藤委員とのご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(委員賛成)

それでは、満場一致により、会長は白鳥委員に、副会長は佐藤委員に決定いたします。これで、私の務めは終わらせていただきますので、後は会長に進行をお願いします。ありがとうございます。

○司会：ここで、市長は公務のため、退席させていただきます。

(市長退席)

○司会：それでは、白鳥委員と佐藤委員には、会長席、副会長席に、お移り願います。ここで、改めまして、委員の皆さんをご紹介します。

(委員紹介)

それでは、ここで会長と副会長から一言ご挨拶をお願いします。はじめに会長お願いいたします。

○委員：皆さま、改めましてこんにちは。ただいま、会長という大役を仰せつかりました。皆さまのご協力をいただき、任務を果たしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。私は、はちのへプラン2006から関わらせていただいております。その間、何度か八戸市としての取組の見直しがなされて、より良い新たなプランが策定されたということで、そのことが、より市民の皆さまに浸透し、より実行されていくこと

が大きく期待されているところでございます。本会が充実したものであるように努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○司会：ありがとうございました。続きまして、副会長お願いいたします。

○委員：佐藤でございます。全く初めてで、副会長ということでございますのでこれから色々私も男女共同参画というアンテナを立てて、考えていかななくてはと思っております。

私ごとですけれども、今年度から幼稚園に1日の半分は行っております。幼稚園のお部屋にはそれぞれ畳2畳分のおままごとをするスペースがありまして、そこに小さなおんぶひもとお人形さんとかぬいぐるみが置いてあるのですが、よく男の子がおんぶしております。先日など3人の男の子がおんぶしておままごとをしておりました。私は古いものですから、「将来のイクメンだな」と思うのですが、多分この子たちが大きくなる頃には、イクメンという言葉すらなくて当然のことになるのではないかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会：ありがとうございました。続いて、事務局職員の紹介をいたします。

(事務局職員紹介)

○司会：それではこれより議事に入りますので、白鳥会長に進行をお願いいたします。

○議長：それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。まず、議事に先立ちまして、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：まず、会議の公開の説明の前に、本日の会議でございますが、河原木委員と鈴木委員が欠席されておりますが、委員10名中8名の方がご出席で過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(会議の公開についての説明)

○議長：本日は、第1回目の審議会ですので、事務局の説明の後、皆さんからのご質問等を受ける形で進めてまいりたいと思っております。

それでは(1)男女共同参画審議会について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、男女共同参画審議会についてご説明いたします。お手元の、資料 1 をご覧ください。当審議会は、「八戸市男女共同参画基本条例」第 17 条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成 14 年度から設置されております。設置根拠である条例の第 17 条の抜粋を裏面に掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、審議会の主な役割といたしまして、一点目は、「男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策および重要事項について調査審議すること」、二点目として、「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討」していただくこととあります。

これまでの主な審議内容としましては、男女共同参画基本計画の策定に関することや、基本計画の推進状況についての検証、市民及び事業所等への意識調査の内容や結果の審議など、男女共同参画に関する事案についてご審議をいただいております。

次に、皆様の任期ですが、本日より 2 年間、平成 26 年 6 月 28 日までとなっております。

次に、委員の構成であります。男女共同参画基本条例 17 条において委員定数 15 人以内と規定されており、今期につきましては、別紙「八戸市男女共同参画審議会（第 6 期）委員名簿」のとおり、知識経験者や事業者など 10 名の皆様をお願いしております。

最後に、今後の予定ですが、今年度は、今回を含めて 3 回程度を予定しており、次回は 8 月末に、23 年度で計画期間が終了した「第 2 次基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006」について、23 年度分の推進状況と、計画期間 6 年間の総括として、達成状況についてご報告し、ご意見をいただく予定にしております。

第 3 回目は、期日は未定であります。「男女共同参画の施策に関する検討」を予定しております。

また、平成 25 年度は、「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」の推進状況についてご審議いただく予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長：ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。それでは続いて（2）男女共同参画事業の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、「男女共同参画事業の概要について」ご説明を申し上げます。お手元の「資料 2」をご覧ください。「1 男女共同参画社会とは」についてご説明します。

まず、「男女共同参画社会」の意味ですが、男女共同参画社会の形成を推進するため、平成 11 年に施行されました国の「男女共同参画社会基本法」の第 2 条におきまして、「男女共同参画社会について、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されております。

また、「八戸市男女共同参画基本条例」の前文では、「男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会」としております。つまり、男女共同参画社会とは、「女性はこうあるべき、男性はこうでなければならない」といった意識にとらわれず、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍することができ、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会と考えられます。

次に、「2 これまでの取組み」であります。これまで本市が取り組んで参りました、男女共同参画事業の概要についてご説明します。

まず、「(1) 条例の制定」についてですが、本市では平成13年度に、男女共同参画を総合的・計画的に推進し、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くために、「八戸市男女共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画推進に係る5つの基本理念を定めました。

基本理念の1点目は「男女の人権の尊重と、能力が発揮できる機会均等の確保」で、男女がそれぞれの人権を尊重し、性別に差別されることなく、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会を目指すものです。

2点目は「固定的な役割分担意識等に基づく制度、慣行による影響の排除」で、家庭、地域など様々な場面で、「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識に影響されることのないよう配慮を求めるものです。

3点目は「方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保」で、男女が対等なパートナーとして、様々な分野における方針の立案決定過程の場に参画する機会が確保される社会を目指すものです。

4点目は「家庭生活と社会活動等の両立」で、家族一人ひとりが、お互いに協力し合い、家庭生活と仕事や地域活動などとの両立が可能な社会を目指すものです。

5点目は「男女のからだの違いの理解と、生涯を通じた健康づくりの推進」で、男女の体の違いを尊重し、安心な妊娠や出産をはじめ、生涯にわたって健康な生活を送れるようにするものです。

なお、この条例につきましては、お手元に配布しております、ピンクのチラシが条例の概要を紹介するチラシとなっておりますので、後ほどご覧ください。

次に八戸市では条例の制定とともに、平成13年度に「男女という性別にとらわれず一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを築いていくことを目指す」ことを内外に示すため、「男女共同参画都市宣言」を行っております。

宣言文につきましては、水色の表紙の冊子「第3次八戸市男女共同参画基本計画」表紙の裏面に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、裏面の2ページをご覧ください。「(3) 男女共同参画基本計画」の策定につ

いてご説明します。

当市では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための行動計画として、条例に先んじて、平成8年度に「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン」を策定しました。

平成13年度には「八戸市男女共同参画基本条例」が施行されたのに伴い、このプランを「八戸市男女共同参画基本計画」と位置づけております。

その後、平成17年度に「第2次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、平成23年度末に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定いたしております。

当審議会においては、この基本計画に基づいた男女共同参画に関する事業の進捗状況や、基本計画の内容等についてご審議いただいております。

今年3月には、今後、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めた、「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

お手元にお配りしております、水色の表紙の冊子が、最新の計画である「第3次八戸市男女共同参画基本計画」であります。

なお、この基本計画の概要につきましては、後ほどご説明します。

次に、「(4) これまでの主な施策」についてご説明します。市では男女共同参画社会実現に向け、条例や基本計画に基づいた、各種施策を全庁で実施して参りました。

これまで実施してきた主な施策といたしまして、①意識啓発の推進、②女性人材の育成・活用、③職場における意識啓発、④子育て支援の充実、⑤健康づくりの促進などがあり、「①意識啓発の推進」では、講習会や研修会、情報誌等を通じ、男女共同参画に関する基本的な理解や、性別による固定的な役割分担意識の払しょく、DV防止などの啓発に努めて参りました。

次に、「②女性人材の育成、活用」では、市の審議会や職場で活躍できる人材を育成するため、「女性まちづくり塾」などの事業を行うとともに、附属機関等における女性の登用率の目標値の設定や、公募の義務付けなどを実施して参りました。

「③職場における意識啓発」では、事業者に対して関係機関と協力して、男女雇用機会均等・待遇平等に関する周知や仕事と生活の調和の推進についてPRを行って参りました。

次に、「④子育て支援の充実」では、延長保育や病児・病後児保育の推進など、保育事業の充実を図るとともに、放課後児童の安全な生活の場を提供する放課後児童健全育成事業など、子育て環境の整備・充実に取り組んで参りました。

「⑤健康づくりの促進」では、性差医療の充実を図るため、女性専門外来を市民病院に設置したほか、思春期健康教室などを開催して参りました。

条例制定から10年が経過する中で、これらの事業を通じ、徐々に、男女共同参画に対する理解は進んでいると考えられますが、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っていることや、指導的立場の女性が少ないなど、課題も多くあるのが現状と考えて

おります。

続きまして、第3次八戸市男女共同参画基本計画の概要について、ご説明します。お手元の資料3をご覧ください。

市では、第2次基本計画「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006」が平成23年度で計画期間を終了したことから、今年3月に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

まず、「1 策定の趣旨」ですが、市条例の理念である「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めることを目的に、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次あおもり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえ策定しました。

「2 計画の期間」ですが、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、社会経済情勢などの変化に対応するために、必要に応じて計画を見直すこととしております。

次に、「3 計画の目標」ですが、この基本計画における横断的な目標として、次の3つの基本目標を設定しております。

一点目といたしまして、「男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現」

二点目といたしまして「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現」

三点目といたしまして「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力のある地域社会の実現」です。

続いて、「4 施策の体系」についてご説明します。

先ほどの基本目標を達成するために、施策の基本方向と実施施策を設定しております。

施策の基本方向としては、「Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり」、「Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり」「Ⅲ 安全・安心な社会づくり」の3点を大項目として掲げ、それぞれに実施施策を設定しております。

続いて、2ページをご覧ください。「5 新規施策・事業」についてご説明します。

第3次基本計画では、これまでの計画にはなかった2つの施策を新たに取上げております。ひとつは、子どもに対する教育の充実であります。これは、男女が共に性別にとらわれず社会で活躍できるようにするためには、子どもころからの人権尊重を基盤とした男女平等観を養う教育が重要であるとの考え方から新たに加えたものです。次に「男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進」であります。これは、東日本大震災をはじめとする、近年、頻発している災害の対応において、避難所等において男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮した取り組みを進める必要があるとの考え方から加えたものであります。

続いて、「新規事業」であります。基本計画の基本目標を実現するために、次の施

策に新たな事業を追加しております。

新規施策である「子どもに対する教育の充実」には、「学校教育指導の方針と重点への男女共同参画意識の涵養についての掲載」や「教育関係者への啓発パンフレットの作成」を新規事業として追加しております。

「男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくり」では、「ほっとスルメールの配信サービス」や「地域防災会議への女性委員の登用」など5事業を新規に掲載しております。

「方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進」には、「性別に捉われない職員の登用」を、「女性のキャリアアップの促進」には、「女性チャレンジ講座」や「トーキングカフェ」を新たに追加しております。

以上、第3次基本計画の概要をご説明いたしました。第3次基本計画はお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

平成24年度から5年間、本市においては、この計画に基づいて、男女共同参画事業を推進していくこととなります。

続いて、お手元の資料4をご覧ください。

男女共同参画所管課である「市民連携推進課の男女共同参画事業の実施状況」についてご説明します。

まず、「1 意識啓発」の事業であります。広く市民に対して男女共同参画の必要性について、普及促進を図るために平成4年度から「意識啓発講演会」を実施しております。

今年度の予定としまして、平成24年10月24日に、ノンフィクション作家の吉永みち子さんを講師に開催する予定です。開催実績につきましては、ご覧のとおりです。

次に「情報誌の発行」ですが、市民への男女平等観の浸透と男女共同参画意識の涵養を目指すため、平成10年度から実施しております。

実施状況につきましては、2ページをごらんください。

なお、お手元に情報誌「WITH YOU」秋号・春号を配布しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて「市民企画事業」ですが、市民のアイデアを活かし、男女共同参画に関する市民参加・体験型の講座やワークショップを市民団体への委託で平成23年度まで実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

続いて3ページになりますが、子どものころからの人権尊重を基盤とした男女平等観を養う教育が重要であることから、子どもたちに直接、接し、指導する立場にある教職員等を対象にした「学校教育関係者等研修会」を平成17年度から実施しております。

今年度は、7月31日、午前10時から、八戸市総合教育センターにおいて、メディアジャーナリストの渡辺真由子さんを講師に、「男女共同参画の視点とメディア・リテラ

シー」をテーマに研修会を実施します。

この「学校教育関係者等研修会」につきましては、参考として、お手元に配布しておりますオレンジ色のチラシをご覧ください。委員の皆様におかれましても、是非ご参加ください。なお、これまでの開催実績はご覧のとおりです。

次に、新規事業といたしまして「教育関係者への啓発パンフレットの作成」ですが、男女共同参画意識に基づいた学校教育等を推進するために、子ども達の指導にあたる教職員を対象にしたパンフレットを市内小・中学校の全教職員へ配布する予定としております。

続いて、4ページをご覧ください。

「トーキングカフェ」ですが、これは各分野で活躍する女性達と市長の意見交換会を実施し、活躍する女性のロールモデルを紹介するものです。

平成22年度から実施しており、今年度は10月6日に開催予定です。これまでの開催実績はご覧のとおりです。

続いて、5ページをご覧ください。

「2 人材育成」事業であります。審議会等への女性の登用を促進し、女性の人材育成を図ることを目的に、平成13年度～平成19年度まで「はちのへ女性まちづくり塾」を実施しておりました。修了生の中には、実際に市の審議会委員になられている方もおります。

開催実績はご覧のとおりです。

次に「男女共同参画支援事業」ですが、平成20年度～平成21年度まで、幅広い人材の育成を図るために、企画力、発言力等を身につけるための講座を、男女共学で実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

次に「女性チャレンジ講座」ですが、女性の職場における管理職等、指導的立場の人の割合が少ないことから、20代から40代の女性に対して職場等での地位向上に必要なビジネススキルの習得する機会を提供するために、平成23年度から2年間の登録制で本格実施しております。

6ページをご覧ください。

今年度は、タイムマネジメント研修やコーチング研修など、7月12日から25年2月14日までの7回開催し、10月には、公開講座も予定しております。なお、これまでの開催実績はご覧のとおりです。

以上で、市民連携推進課の「男女共同参画事業の概要について」の説明を終わります。

○議長：ありがとうございました。ただいま事務局のほうから詳細に渡って説明をいただきました。資料2はこれまでの取組、資料3では新たな見直しをして取り組む事業、そして、具体的な男女共同参画事業の具体的な実施状況について、データ等も含んで説明していただきました。

まず資料2のところで、これまでの取組の中で何かご意見ご質問がございますでしょうか。

○委員：資料2の事業の概要説明の中で、市独自の活動について興味深く話しを伺っていました。いくつか詳細を伺って質問をさせていただきます。

(4)、⑤の女性専門外来の設置についてですが、設置時期と利用状況など実績についてお聞きしたいのと、またいくつか国の事業と平行して行っているようなものもありますけど、①から⑤の中で市独自で展開している施策について併せて教えていただきたいと思います。

○議長：事務局いかがでしょうか。

○事務局：女性専門外来でございますが、平成19年度に市民病院に開設しました。毎月第2・第4月曜日に、予約制で実施しております。実際の利用率につきましては非常に低く、予約率は、23年度のデータがまだ出ておりませんので、22年度現在になりますが、6.8%程度という状況がございます。女性専門外来に行って、それからさらに専門の診療科にいかなければならないという状況があるので、二度受診しなければならないことがネックになっている状況かなと伺っています。ただ、この点については、どこを受診すればよいかわからないという人や、女性特有の不定愁訴のようなことをどこに訴えればいいのかというような人にとっては、そういう窓口があるのとないのとでは大きな違いだと思います。

また、市独自の事業につきましては、当課の事業説明の中で、人材育成の部分で、過去には「はちのへ女性まちづくり塾」では、女性が審議会等に参画できるように、幅広く行政に関する勉強をしていただいて、市政全般に関する知識を蓄えていただくという人材育成の場を長年に渡って実施している事業がございます。さらには、22年度から試行いたしまして23年度から本格実施しております「女性チャレンジ講座」では、2年間の登録制で、働く女性を対象とした事業ですが、これまで実施したアンケート調査結果の中で、管理職や指導的立場にある女性が少ないという状況が見えておりますので、女性が職場でスキルアップをしていける、職場で活躍できるような施策ということで、働く場で活用できるような内容の講座を開始しております。さらには、市内の様々な職種の方々に参加いただくことで、働く女性のネットワークを作っていただくことも念頭に事業を進めておりますので、こういった事業は、おそらく市町村レベルで実施しているところはあまりないのではないかなと思います。県レベルでは福井県などが行っているらっしゃると聞いております。

あとは、教職員や学校教育関係者に対する意識啓発の研修会を平成17年度から実施しております。この事業は、実はこの審議会からの提言を受けて始めた事業でございます。

す。毎年講師の先生方に来ていただいておりますが、学校の教職員の方を対象にした男女共同参画に関する研修会を行っているところは、なかなか無いということをお聞きしております。市の事業として特徴的なところではそういった事業であるのかなと思っております。

さらにはその辺りの事業を市第3次基本計画の中でも充実させていかなければならぬだろうということで、新規施策としても取り上げておりますし、その中で先ほど説明を差し上げましたが、教職員向けの男女共同参画意識の啓発として今年度から、教育現場で役に立つような内容のパンフレットを作成予定ですので、そういったことも市独自の事業ではないかと思っております。他都市でも子どもたちに対する啓発として、さまざまな絵本のようなものとか、あるいは学校向けの副読本のようなものを作成しているところはあるとは聞いております。ですので、完全に独自事業なのかと言われるかもしれませんが、そういったところに、八戸市としては力を入れていかなければならないのではないかと考えているところであります。

あとは、八戸市としては附属機関等への性別に偏らない委員の登用として、少ない方の割合を30%として目標値を設定しており、そういう部分で市としても積極的に取り組んでいると、そういったところかと思っております。

○議長：ありがとうございました。それでは資料3に移ってよろしいでしょうか。何かご質問等ありましたらどうぞ。

○委員：2ページ目の新規事業のところ、②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進というところで、5つ事業がありますが、この中で地域防災会議への女性委員の登用は、男女共同参画という視点が非常によくわかりやすいんですが、それ以外の4つの部分で男女共同参画の視点をどういう部分に取り入れるような形になるのかということをお教えいただけますか。

○事務局：こちらは基本計画の内容になっておりますので、女性の登用や女性の視点、女性の参画などの事業ばかりにはなっておりません。広い意味で、男性も女性も共に参画すべきというような内容の事業も含まれておりますので、例えば、「ほっとスルメールの配信サービス」などに女性に特定した施策を入れるということではなくて、災害時の緊急情報や防犯情報などということについては、男女双方に、こういった内容の配信をしていくことによって、女性の方も災害時には行動できる、男性の方もこのほっとスルメールが配信されることによって、災害が発生したときに、防災なり救助なりそういう行動ができるための状況を整えていく、そういう風なことを含めての内容になっております。自主防災組織の設立についても、地域の中で防災組織をそれぞれ築いていくわけですが、その結成するときに男性の方ばかりでなく、女性の方にも入っていただいて、

自主防災組織を作ってもらいたい。そして災害時に自主防災組織が活動するときに、男性だけではなくて、地域の女性の方も共に活動していただきたい。そういう意味での男女共同参画が入っております。災害時要援護者登録制度については、お年寄りの対応になるわけですが、高齢者の割合は女性の方が多いですので、女性とか高齢者の方々の安全を守る、もちろん男性も含めてであります。男女双方の安全安心のために登録の制度を促進していくということになります。地域防災計画については、災害時に、例えば避難所の運営等については、女性の視点、男性の視点を取り入れた運営を行うなど、具体的に、計画の中にそういった部分を盛り込んで進めていかなければならないということでございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長：男女双方の在り方ということで、視点を取り上げているということです。よろしいでしょうか。資料4も含めて、あといかがですか。

○委員：先ほど、八戸市らしい事業の中のひとつに、女性チャレンジ講座というのがあって、働く女性のネットワークの促進というなお話があったかと思いますが、それは、これから、そういうネットワーク構築のようなものを作りたいというふうに考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局：女性チャレンジ講座は、昨年度から、年間で受講している方がおまして、その方々を中心に連携を取っていただくということが前提ですので、今受講生の中で、時折、集まっていたりすると、そういうことは行っているようでございます。ネットワークを作りますからどうぞ参加してください、というようなことをやるということではなく、自発的なネットワークの構築を支援していきたいということでございます。

○委員：私も以前、市の男女共同参画の講座を受けさせていただいて、私たちぐらいの50代以上の年齢の人の中では、結構ネットワークがあるんですけど、この事業の対象になってらっしゃる40代以下の方々とつながりというのが、なかなか持てないので、もし、そういうネットワークができれば、是非私たちも交流したいと言いますか、そういう場もあるといいなと思ひまして伺わせていただきました。

○事務局：是非、こちらからもお願いしたいと思います。

○議長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員：今までご報告いただいたのを含めて、女性まちづくり塾、女性チャレンジ講座、トーキングカフェ等、女性にスポットを当てて、男女共同参画を作っていこうというこ

とですが、男女共同参画を考える男性にもスポットを当てるといふか、男性も何らかの形で、そのような取組をこれからできたらいいなという様に感じました。

○議長：女性にスポットを当てて多く感じましたが、男性へのスポットも大事にしたいということです。

○事務局：ありがとうございます。男女共同参画ということで、男性としても様々な分野に参画していただくというのが必要な時代ですので、男性に男女共同参画を理解していただくというのは、大事なことだと思っております。男性への意識啓発なども行っているつもりですが、なかなか男性の方に参加して頂けないというような状況もあるので、是非お知恵を頂戴できればと思います。

○議長：ありがとうございました。これからの課題でもあり、事業の取組の中でそういう視点を大事にしていきたいと思っております。

○委員：市では様々な事業をされているのですが、参加者数あるいは年代なども分かれば教えていただきたいと思っております。私も男女共同参画について、違うところでも携わっているのですが、若い人たちは、はっきり言って男女共同参画に対して無関心といふか、意識がないんです。例えば、講演会など様々な行事等でも、おそらく若い人が参加していないのではないのでしょうか。

それから、私、労働関係の立場としまして、以前までは男性限定、女性限定での求人募集があったのですが、それが撤廃されて、私はバス会社の出身ですが、バスガイドさんは女性のイメージがあると思いますが、実は岩手交通という会社では男性のバスガイドさんがいます。当社も今女性ドライバーが市内を運行しています。また、他県に行くと、高速バスや観光バスの女性ドライバーさんもおります。例えば、保育園や幼稚園などの職場では女性の方が圧倒的に多く、まだまだ男性の保育士さんが少ないと思っております。そういう部分で、職業でも、今まで女性の仕事と思われていた職業を、男性も参画できるんだというようなことをハローワークなどを通じて、啓発していくべきかと思っております。

○議長：ありがとうございました。各事業への参加者数、年代等、わかる範囲でお願いします。

○事務局：年代等については、意識啓発講演会については、今現在は市民大学講座の中の一つの講座として実施させていただいております。ですので、実際に年齢を聞いて入場していただいている訳ではないので、正確なところはわかりません。ただ、市民大学講座は、平均的な年齢層が高い方が多い状況です。当課で実施している男女共同参

画枠としての市民大学講座では、テーマによって、他の市民大学講座に比べて、多少若い方に参加いただいているように思っています。それ以外の市民企画事業では、親子で料理教室などは、小さい子どもが対象になりますので、お子さんがいるくらいの年代の方が参加されております。それ以外の講演会等についてはバラつきがあると思います。

また、学校教育関係者に対する研修会というのが、現役の先生方が対象ですので、現役の先生方に参加いただいているというところになっております。

チャレンジ講座については、資料での説明のとおり、20代から40代までの方の女性となっております。

トーキングカフェは、申込みを取らずに自由に聞いていただく形で実施しておりますので、こちらも年代などははっきりとはわからない状況です。ただ、3月に実施しました時には、高校生の女の子たちが聴講しており、熱心にメモを取ったりしている方もいました。あとはある程度の年代の方がいて、幅広い年代の方に聞いていただいたのではないかなと思っています。非常に残念だったのが、その日はすごい大雪の日で、出足が悪い状況がありました。以上、そのような状況でございます。

○議長：よろしいでしょうか。市民大学講座は、私も数年拝聴させていただいてるんですが、若者が無関心ということは私も感じていたのですが、講師によっては、高校生、大学生が多く来る講座もあります。ですので、内容の工夫など、若者を引き込んでいく、関心を持たせるという工夫が大事かなということを感じています。特にスポーツ関係の講師など、資料にもありますが、料理家のケンタロウさんの時には、高校生や大学生がすごく多く来て聴講していました。ですので、もちろん呼びかけも大事ですし、主催者側の工夫も大事かなというのを思っていました。ありがとうございました。

今、委員から啓発活動をもう少しという大事なことを提案していただきましたけども、あといかがでしょうか。

○委員：基本計画の冊子を拝見させていただいた中で、細かいところで恐縮ですが、20ページの部分で、DVのことを記載されている部分があるのですが、注指標ということで、DVを受けた経験がある割合を載せていますが、この平成14年4.0%、22年度4.1%という割合というのは、数値的に高いものなのか、全国的に見てどんなものなのかという部分と、DVは、男性による女性への暴力というイメージが強いと思いますが、逆の場合もありえるのかなと思ひ、この数値は、女性だけに限定した指標値かと思われまますが、その中で男性だけ女性だけと分けていらっしゃるのか、まとめたの数値なのか、もし分かれば教えてください。

○事務局：この数値でございますが、アンケート調査で拾った数字になります。ですので、市内の全ての計算をしたわけではないので、確定的な数値ではないかなとは思って

おります。ただアンケート調査結果で、DVを受けたことがあると回答した方が4.1%いたということになっております。この数値については女性だけということではなくて男女両方の数値になっておりますが、直接自分がDVを受けたことがあるということを回答している方が、平成22年度の調査では、女性は5.8%、男性は2%で、全体で見ると4.1%になるという、そういう集計の仕方になっております。実際に、こども家庭課に相談窓口があるのですが、そちらの方にも、女性だけではなくて、数は少ないですが男性からの相談があるということもあります。全国的にどうかということなんですが、同じような調査項目で比較するものがないので、全国的に見て多いのか少ないのかというのはお答えしかねるのですが、全国的にもDVの客観的な相談を受けた数字とか、そういったものは年々増加しておりますし、八戸市の相談件数も増えてきているという状況もありますので、増加傾向にあるのかなと思っています。ただ、相談件数が増えているということで、DVが増えているのかどうかというのは別です。というのは今までは表に出なかった方、相談できなかつた方が相談を出来るようになってきている、DVという言葉の認識が皆さんに広まってきて、今までは自分がDVだと認識できなかつた人も、もしかしたらということを感じるようなことが、世間一般的に広まってきているという部分がありますので、客観的にどうなのかなというのはなかなか捉えがたい部分があるんだろうなと思っています。DVの担当課は当課ではないものですから、その辺の客観的なデータが今ここにはないので、申し訳ないのですが、記憶でのお答えになってしまいますが、そういった状況になるかと思えます。

○委員：ありがとうございます。少なくともDVが存在するというので、やはり全体的には増加傾向にあるということでございますけども、明るみに出ないだけでももしかしたら環境によっては発信されてくるものが増えてくるのかもしれないという、そういう意味では、いろいろ取り組む中でどれくらいの重きを置いていくものなのかなと思いつながらこの資料を拝見したのですが、そういう点ではまだまだ未知数なところも出てきながらの部分で慎重に考えていかなければならないと思えました。ありがとうございます。

○委員：市に各種審議会や委員会があると思いますが、市議会議員が委員として入っている委員会がほとんどだと思いますが、この審議会には市議会議員がいらっしやらないので、心配なことが一つあるのですが、審議会で出された意見や施策等について、市の施策として実施していくとなるとやはり議会のご理解と認知が必要ではないかという部分で、議会との連携が必要かと思ひました。

あとは、私は、はちのへプラン2006の時から、審議会でご厄介になっていますが、ようやく、資料などにシンボルマークが載るようになったように思います。この審議会でも議論して、議会でも承認されて、さて事業を実施しようという時に、PR活動が必要になってくるわけですが、そのときに、こういうシンボルマークを持ってアピールでき

ればと考えております。これをまた、市の広報誌等にも載せていただければよろしいかなと思います。

○事務局：議会との連携については、例えば、3月にこの基本計画が出来上がったわけですが、こちらの基本計画については概要版と本刷を全議員にお渡ししておりますのでお読みいただいているものと思います。また、この基本計画策定の段階では、市議会の一般質問の中で、昨年度は2回、9月と3月議会でご質問をいただいて、一般質問を議場で市長から答弁をいただいているというようなことがありますので、そういった議会活動の場を通じてのご理解もいただいているかと思えます。基本計画等については、必ず議員に対して配布してご理解をいただくことをさせていただいてます。それと、市議会の一般質問あるいは、予算委員会や決算特別委員会、そういった場で男女共同参画に関するご質問をいただくということは、毎年必ずとっていい程ありますので、そういった場を通じて、市議会議員の皆さまには現状を伝えてきているという様に考えております。

○委員：安心しました。引き続きお願いします。

○議長：その他について何かございますでしょうか。それでは、本日予定しておりました議事が終了したところで、進行を事務局へお返ししたいと思います。

○事務局：白鳥会長ありがとうございました。

これをもちまして、平成24年度 第1回男女共同参画審議会を終了します。